

## 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、県内の優れた産業基盤及び地域特性を生かした産業立地を促進することにより、産業の活性化と新たな雇用の創出を図り、もって本県産業の発展と地域経済の振興に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 立地促進事業 産業立地の促進により産業の活性化及び新たな雇用の創出に寄与する事業であつて、高度な技術を活用するもの又はゆとりのある質の高い県民生活の実現若しくは国際経済交流の促進に寄与するものとして規則で定めるものをいう。
- (2) 国際経済地区 大阪湾臨海地域開発整備法（平成4年法律第110号）第2条第1項に規定する大阪湾臨海地域並びに中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第20項に規定する高度技術産学連携地域及びこれに準ずると認められる地域のうち、次に掲げる要件を備えた地区をいう。
  - ア 国際経済交流を促進するための中核として、立地促進事業のうち、主として国際経済交流の促進に寄与するものとして規則で定めるもの（以下「国際経済交流事業」という。）の集積を図ることが適切と認められる地区であること。
  - イ 外国企業（外国の法令に基づいて設立された法人をいう。以下同じ。）及び外資系企業（我が国の法令に基づいて設立された法人であつて、一の外国企業により所有されるその株式の数又は出資の金額の、その発行済株式の総数又は出資の金額の総額に占める割合が3分の1を超えるものをいう。以下同じ。）による投資がなされ、又はなされると見込まれること。
  - ウ 国際経済交流事業に必要な都市機能が集積し、又は集積することが確実と見込まれること。
- (3) 工場立地促進地区 工場立地法（昭和34年法律第24号）第3条第1項に規定する工場立地調査簿に掲げられている工場適地その他産業基盤施設、市場条件等からみて工業等の立地に適すると認められる地区のうち、次に掲げる要件を備えた地区をいう。
  - ア 産業の高度化を促進するための中核として、立地促進事業のうち、主として高度な技術を活用するもの又はゆとりのある質の高い県民生活の実現に寄与するものとして規則で定めるもの（以下「工場立地事業」という。）の集積を図ることが適切と認められる地区であること。
  - イ 工場立地事業の集積に必要な土地の確保が容易であること。
  - ウ 高速輸送に係る施設等の産業基盤施設の利用が容易であり、又は容易となることが確実と見込まれること。
- (4) 都市再生高度業務地区 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域のうち、市街地における低未利用地（未利用地（いずれの業務の用にも供されていない土地をいう。次号において同じ。）又は低利用地（当該土地に存する建築物の延べ面積の当該土地の面積に対する割合その他の状況から判断して合理的な利用が図られていない土地として規則で定めるものをいう。）をいう。以下同じ。）の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の増進に寄与する事業として規則で定めるもの（以下「高度業務事業」という。）

の集積を図ることが適切と認められる地区をいう。

- (5) 既存未利用地等再生促進地区 遊休業務施設（工場、保養施設その他の業務の用に供する施設で、現在使用されていないものをいう。第9条第2項において同じ。）の敷地その他未利用地（以下この号及び第8条第1項において「既存未利用地等」という。）のうち、既存未利用地等及びその周辺の地域の活性化に寄与する事業として規則で定めるもの（以下「再活性化事業」という。）の集積を図ることが適切と認められる地区をいう。
- (6) 拠点地区 国際経済地区、工場立地促進地区、都市再生高度業務地区又は既存未利用地等再生促進地区をいう。
- (7) 指定拠点地区 第5条第3項又は第6条第1項の規定により指定された拠点地区をいう。

（基本指針）

第3条 知事は、産業立地の促進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 産業立地を促進する基本的方向
- (2) 拠点地区の設定に関する事項
- (3) 産業立地の目標の設定に関する事項
- (4) 産業立地を図るための支援に関する事項
- (5) 第7条第2項の促進地域の設定に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、産業立地の促進に関して必要な重要事項

3 知事は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（県の施策）

第4条 県は、産業の活性化及び新たな雇用の創出を図るため、基本指針に基づき、課税特例等による新たな産業立地に係る事業者の負担の軽減、事業資金の融通の円滑化、民間事業者、大学、国及び地方公共団体の試験研究機関の連携による技術革新の支援、人材の育成、情報の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

（指定拠点地区の指定）

第5条 市町長は、知事に対し、市町が形成する拠点地区の区域について、指定拠点地区として指定することを申し出ることができる。

2 市町長は、前項の規定による申出をしようとするときは、拠点地区ごとに次に掲げる事項を定めた拠点地区の形成に関する計画（以下「拠点地区形成計画」という。）を記載した書面を添付するものとする。

- (1) 拠点地区の種別、名称及び区域
- (2) 集積を図る立地促進事業、高度業務事業又は再活性化事業（以下「立地促進事業等」という。）
- (3) 産業集積の目標
- (4) 産業集積を図るために立地促進事業等を行う者に対して市町が講ずる税制上及び財政上の措置その他の支援措置の内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、拠点地区の形成に関して必要な事項

- 3 知事は、第1項の規定による申出があった場合において、当該申出の内容が基本指針に適合し、又は基本指針に照らして適切なものであると認めるときは、当該申出に係る拠点地区の区域を指定拠点地区として指定するものとする。
- 4 知事は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、当該指定に係る指定拠点地区を公表するものとする。
- 5 第1項の規定による申出をした市町長は、当該申出に係る拠点地区の区域について第3項の規定による指定があった場合において、当該指定に係る拠点地区形成計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ知事に申し出るものとする。
- 6 第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。

（指定拠点地区の指定の特例）

第6条 知事は、基本指針に定める産業立地の目標を達成するため、特に必要があると認められる拠点地区について、自ら拠点地区形成計画を定め、当該地区の区域を指定拠点地区として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定により拠点地区形成計画を定めようとするときは、あらかじめ関係市町長の意見を聴くものとする。
- 3 前条第4項の規定は、第1項の場合について準用する。

（促進地域の指定）

第7条 知事は、立地促進事業等の実施により特に産業の活性化及び新たな雇用の創出を図る必要があると認められる地域を促進地域として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、当該指定に係る地域（以下「促進地域」という。）を公表するものとする。

（事業税の不均一課税）

第8条 次の表の左欄に掲げる事業を開始した法人に対して課する当該事業に係る事業税の額は、当該事業（1の事業が同欄に掲げる2以上の事業に該当する場合においては、当該法人が選択するいずれか1の事業）に係る課税標準として規則で定めるところにより計算した額に兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号。以下「県税条例」という。）第34条並びに附則第11条、第38条及び第39条の規定により定められた税率を適用して計算した金額から、当該金額にそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。ただし、当該法人が当該事業を開始した日の属する事業年度内に当該事業を実施しなくなった場合は、この限りでない。

事業	割合
1 国際経済交流事業（国際経済地区に係る指定拠点地区内において当該指定拠点地区の第5条第4項（第6条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による公表の日以後に外国企業又は外資系企業が開始した事業に限る。）であって、国際経済交流の促進に特に寄与するものとして規則で定める要件を満たすもの	2分の1
2 工場立地事業（工場立地促進地区に係る指定拠点地区内において当該指定拠点地区の第5条第4項の規定による公表の日以後に開始した事業に限	2分の1

る。)であって、産業の高度化の促進に特に寄与するものとして規則で定める要件を満たすもの	
3 高度業務事業（都市再生高度業務地区に係る指定拠点地区内において当該指定拠点地区の第5条第4項の規定による公表の日以後に開始した事業に限る。）であって、低未利用地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の増進に特に寄与するものとして規則で定める要件を満たすもの	2分の1
4 再活性化事業（既存未利用地等再生促進地区に係る指定拠点地区内において当該指定拠点地区の第5条第4項の規定による公表の日以後に開始した事業に限る。）であって、既存未利用地等及びその周辺の地域の活性化に特に寄与するものとして規則で定める要件を満たすもの	2分の1
5 本社機能を担う事業所の移転又は新增設を行った法人（規則で定めるものに限る。）が行う立地促進事業等であって、産業の活性化又は新たな雇用の創出に特に寄与するものとして規則で定める要件を満たすもの	2分の1
6 促進地域内における立地促進事業等（前条第2項の規定による公表の日以後に開始した事業に限る。）であって、促進地域における産業の活性化又は新たな雇用の創出に特に寄与するものとして規則で定める要件を満たすもの	2分の1
7 立地促進事業等であって、産業の活性化又は新たな雇用の創出に特に寄与するものとして規則で定める要件を満たすもの（1の項から6の項までに該当する事業を除く。）	3分の1

2 前項の規定による事業税の不均一課税（以下この条において「事業税不均一課税」という。）を受けることができる期間は、当該事業税不均一課税に係る事業を開始した日の属する事業年度以後の連続する5事業年度とする。

3 事業税不均一課税を受けている法人が第1項の表の左欄に掲げる事業を実施しなくなったときは、当該事業を実施しなくなった日の属する事業年度から当該事業税不均一課税を受けることができない。

（不動産取得税の不均一課税）

第9条 指定拠点地区（国際経済地区及び都市再生高度業務地区に係る指定拠点地区を除く。）内において新設され、又は増設された当該指定拠点地区に係る拠点地区形成計画に基づく立地促進事業等（国際経済交流事業及び高度業務事業を除き、産業の活性化に特に寄与するものとして規則で定める要件を満たすものに限る。以下この条において同じ。）に係る施設であって、当該立地促進事業等の実施に著しく資するものとして規則で定めるもの（以下「立地促進事業施設」という。）の用に供する家屋を建設した場合における当該家屋（以下「立地促進事業家屋」という。）又はその敷地である土地（当該立地促進事業施設の用に供する土地で規則で定めるものを含む。以下この条において同じ。）の取得（当該指定拠点地区の第5条第4項の規定による公表の日以後の取得に限り、かつ、当該立地促進事業家屋の敷地である土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年（当該立地促進事業家屋を建設しようとする者の申請により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、

2年)以内に当該立地促進事業家屋の建設(当該立地促進事業施設の用に供する土地で規則で定めるものを含む土地の取得については、当該立地促進事業施設の設置)の着手があった場合における当該立地促進事業家屋の敷地である土地の取得に限る。)に係る不動産取得税の額は、県税条例第49条及び附則第16条第1項の規定により定められた税率を適用して計算した金額から、当該立地促進事業家屋(当該立地促進事業施設の用に供する部分に限る。以下この条において同じ。)又はその敷地である土地の価格(当該立地促進事業家屋又はその敷地である土地の取得に県税条例附則第18条第1項その他の課税標準の特例の規定の適用がある場合には、その適用後の額)に当該税率を乗じて得た額の2分の1に相当する金額(当該立地促進事業家屋又はその敷地である土地に係る当該金額の合計額が2億円を超える場合には、2億円)を控除した金額とする。

- 2 既存未利用地等再生促進地区に係る指定拠点地区内に存する遊休業務施設を再活性化事業に係る立地促進事業施設の用に供するために行う家屋又はその敷地である土地の取得は、前項の立地促進事業家屋又はその敷地である土地の取得とみなして、同項の規定を適用する。
- 3 指定拠点地区内における立地促進事業家屋又はその敷地である土地の取得については、当該指定拠点地区に係る拠点地区形成計画に次のいずれかに掲げる措置が定められた場合に限り、第1項の規定を適用する。

- (1) 当該立地促進事業家屋又はその敷地である土地に係る固定資産税について、当該課税を行った年度以後3箇年度以上にわたり継続して当該固定資産税の額の2分の1以上を減額する措置
- (2) 前号の規定による措置により減額する額に相当する額を助成する措置

第10条 促進地域(指定拠点地区として指定された区域を除く。)内において新設され、又は増設された立地促進事業等(国際経済交流事業及び高度業務事業を除き、産業の活性化に特に寄与するものとして規則で定める要件を満たすものに限る。以下この条において同じ。)に係る施設であって、当該立地促進事業等の実施に著しく資するものとして規則で定めるもの(以下「促進地域内事業施設」という。)の用に供する家屋を建設した場合における当該家屋(以下「促進地域内事業家屋」という。)又はその敷地である土地(当該促進地域内事業施設の用に供する土地で規則で定めるものを含む。以下この条において同じ。)の取得(第7条第2項の規定による公表の日以後の取得に限り、かつ、当該促進地域内事業家屋の敷地である土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年(当該促進地域内事業家屋を建設しようとする者の申請により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、2年)以内に当該促進地域内事業家屋の建設(当該促進地域内事業施設の用に供する土地で規則で定めるものを含む土地の取得については、当該促進地域内事業施設の設置)の着手があった場合における当該促進地域内事業家屋の敷地である土地の取得に限る。)に係る不動産取得税の額は、県税条例第49条及び附則第16条第1項の規定により定められた税率を適用して計算した金額から、当該促進地域内事業家屋(当該促進地域内事業施設の用に供する部分に限る。以下この条において同じ。)又はその敷地である土地の価格(当該促進地域内事業家屋又はその敷地である土地の取得に県税条例附則第18条第1項その他の課税標準の特例の規定の適用がある場合には、その適用後の額)に当該税率を乗じて得た額の2分の1に相当する金額(当該促進地域内事業家屋又はその敷地である土地に係る当該金額の合計額が2

億円を超える場合には、2億円)を控除した金額とする。

第11条 県の区域(前条に規定する促進地域並びに工場立地促進地区及び既存未利用地等再生促進地区に係る指定拠点地区として指定された区域を除く。)内において、本社機能を担う事業所の移転又は新增設(規則で定める移転又は新增設に限る。)のために新設され、又は増設された立地促進事業等(産業の活性化又は新たな雇用の創出に特に寄与するものとして規則で定める要件を満たすものに限る。以下この条において同じ。)に係る施設であつて、当該立地促進事業等の実施に著しく資するものとして規則で定めるもの(以下「本社機能施設」という。)の用に供する家屋を建設した場合における当該家屋(以下「本社機能家屋」という。)又はその敷地である土地(当該本社機能施設の用に供する土地で規則で定めるものを含む。以下この条において同じ。)の取得(当該本社機能家屋の敷地である土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年(当該本社機能家屋を建設しようとする者の申請により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、2年)以内に当該本社機能家屋の建設(当該本社機能施設の用に供する土地で規則で定めるものを含む土地の取得については、当該本社機能施設の設置)の着手があつた場合における当該本社機能家屋の敷地である土地の取得に限る。)に係る不動産取得税の額は、県税条例第49条及び附則第16条第1項の規定により定められた税率を適用して計算した金額から、当該本社機能家屋(当該本社機能施設の用に供する部分に限る。以下この条において同じ。)又はその敷地である土地の価格(当該本社機能家屋又はその敷地である土地の取得に県税条例附則第18条第1項その他の課税標準の特例の規定の適用がある場合には、その適用後の額)に当該税率を乗じて得た額の2分の1に相当する金額(当該本社機能家屋又はその敷地である土地に係る当該金額の合計額が2億円を超える場合には、2億円)を控除した金額とする。

(事業税又は不動産取得税の不均一課税に係る調整)

第12条 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例(昭和38年兵庫県条例第106号)第2条第1項、離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例(平成5年兵庫県条例第6号)第2条第1項又は過疎地域における県税の課税免除に関する条例(平成12年兵庫県条例第43号)第2条第1項の規定により事業税の課税免除を受ける場合における当該課税免除に係る事業については、第8条の規定は、適用しない。

2 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例第3条、離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例第4条又は過疎地域における県税の課税免除に関する条例第4条に規定する家屋又はその敷地である土地の取得については、前3条の規定は、適用しない。

(不均一課税の申請)

第13条 第8条第1項の規定による事業税の不均一課税又は第9条から第11条までの規定による不動産取得税の不均一課税を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(事業者に対する補助)

第14条 県は、予算の範囲内で、立地促進事業等を行おうとする事業者に対し、基本指針に基づき、設備投資に係る経費、雇用者の数等に応じて必要な補助を行うことができる。

(市町による支援)

第15条 市町は、県と連携し、産業立地の促進に関して必要な税制上又は財政上の措置その他の支援措置を行うよう努めるものとする。

(補則)

第16条 この条例に定めるもののほか、不均一課税に関する規定の適用その他この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に失効前の新産業構造拠点地区の形成による産業復興の推進に関する条例（平成8年兵庫県条例第29号）第5条第3項の規定により同条第1項に規定する指定拠点地区として指定されている区域については、この条例第5条第3項の規定により同条第1項に規定する新産業構造拠点地区に係る指定拠点地区として指定されたものとみなす。

(この条例の失効)

3 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

4 令和6年3月31日以前に開始された第8条第1項の表の左欄に掲げる事業については、同条及び第12条第1項の規定は、前項の規定にかかわらず、同日後も、なおその効力を有する。

5 令和6年3月31日以前に第9条第1項若しくは第2項に規定する家屋若しくはその敷地である土地を取得した場合、第10条に規定する家屋若しくはその敷地である土地を取得した場合又は第11条に規定する家屋若しくはその敷地である土地を取得した場合におけるこれら家屋若しくは土地の取得については、第9条から第11条まで及び第12条第2項の規定は、附則第3項の規定にかかわらず、同日後も、なおその効力を有する。

6 令和6年3月31日以前に指定拠点地区内において行おうとする事業が立地促進事業等に該当するものである旨の知事の確認を受けた事業者については、第14条の規定は、附則第3項の規定にかかわらず、同日後も、なおその効力を有する。

(事業税の不均一課税に係る調整)

7 兵庫県税条例等の一部を改正する条例（平成27年兵庫県条例第29号）附則第10項から第13項までの規定の適用がある法人に対する第8条第1項の規定の適用については、同項中「第34条並びに附則第11条、第38条、第39条及び第44条の規定により定められた税率を適用して計算した金額」とあるのは、「第34条並びに附則第11条、第38条、第39条及び第44条並びに兵庫県税条例等の一部を改正する条例（平成27年兵庫県条例第29号）附則第10項から第13項までの規定により計算した金額」とする。

8 兵庫県税条例等の一部を改正する条例（平成28年兵庫県条例第13号。次項及び附則第10項において「平成28年県税条例等改正条例」という。）附則第12項から第15項までの規定の適用がある法人に対する第8条第1項の規定の適用については、同項中「第34条並びに附則第11条、第38条、第39条及び第44条の規定により定められた税率を適用して計算した金額」とあるのは、「第34条並びに附則第11条、第38条、第39条及び第44条並びに兵庫県税条例等の一部を改正

する条例（平成 28 年兵庫県条例第 13 号。次項及び附則第 10 項において「平成 28 年県税条例等改正条例」という。）附則第 12 項から第 15 項までの規定により計算した金額」とする。

9 平成 28 年県税条例等改正条例附則第 16 項の規定の適用がある法人に対する第 8 条第 1 項の規定の適用については、同項中「第 34 条並びに附則第 11 条、第 38 条、第 39 条及び第 44 条の規定により定められた税率を適用して計算した金額」とあるのは、「第 34 条並びに附則第 11 条、第 38 条、第 39 条及び第 44 条並びに平成 28 年県税条例等改正条例附則第 16 項において読み替えて準用する平成 28 年県税条例等改正条例附則第 12 項から第 15 項までの規定により計算した金額」とする。

10 平成 28 年県税条例等改正条例附則第 17 項の規定の適用がある法人に対する第 8 条第 1 項の規定の適用については、同項中「第 34 条並びに附則第 11 条、第 38 条、第 39 条及び第 44 条の規定により定められた税率を適用して計算した金額」とあるのは、「第 34 条並びに附則第 11 条、第 38 条、第 39 条及び第 44 条並びに平成 28 年県税条例等改正条例附則第 17 項において読み替えて準用する平成 28 年県税条例等改正条例附則第 12 項から第 15 項までの規定により計算した金額」とする。

（新型コロナウイルス感染症等に係る事業税の不均一課税の特例）

11 立地促進事業等であって、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に対処するために行う次に掲げる事業で規則で定める要件を満たすものとして知事の認定を受けた事業（令和 5 年 3 月 31 日までに申請があったものに限る。以下この項及び次項において「サプライチェーン対策事業」という。）を開始した法人に対して課する当該サプライチェーン対策事業に係る事業税についての第 8 条の規定の適用については、同条第 1 項の表 6 の項中「2 分の 1」とあるのは「4 分の 3」と、同表 7 の項中「3 分の 1」とあるのは「2 分の 1」とする。

（1） 国外に有する生産施設において製造する製品又はこれに類する製品を、県内に生産施設を新設し、又は増設して製造する事業

（2） 国内の生産施設の稼働に必要な製品で国外からの輸入に依存している製品を、県内に生産施設を新設し、又は増設して製造する事業

（3） 医療機器、医薬品、医療用品その他県民の健康の保持及び増進を図るために必要な製品を、県内に生産施設を新設し、又は増設して製造する事業

（新型コロナウイルス感染症等に係る不動産取得税の不均一課税の特例）

12 第 9 条第 1 項に規定する指定拠点地区（促進地域として指定された区域に限る。）内において新設され、又は増設されたサプライチェーン対策事業施設（サプライチェーン対策事業に係る施設であって、当該サプライチェーン対策事業の実施に著しく資するものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。）の用に供する家屋を建設した場合における当該家屋又はその敷地である土地（当該サプライチェーン対策事業施設の用に供する土地で



規則で定めるものを含む。以下同じ。)の取得に係る不動産取得税についての同条の規定の適用については、同項中「2分の1」とあるのは、「4分の3」とする。

- 13 第10条に規定する促進地域内において新設され、又は増設されたサプライチェーン対策事業施設の用に供する家屋を建設した場合における当該家屋又はその敷地である土地の取得に係る不動産取得税についての同条の規定の適用については、同条中「2分の1」とあるのは、「4分の3」とする。
- 14 第11条に規定する県の区域内において新設され、又は増設されたサプライチェーン対策事業施設の用に供する家屋を建設した場合における当該家屋又はその敷地である土地の取得に係る不動産取得税については、同条、第12条第2項及び第13条の規定を準用する。この場合において、第11条中「、本社機能を担う事業所の移転又は新增設（規則で定める移転又は新增設に限る。）のために新設され」とあるのは「新設され」と、「立地促進事業等（）」とあるのは「サプライチェーン対策事業（附則第11項に規定するサプライチェーン対策事業をいい、）」と、「当該立地促進事業等」とあるのは「当該サプライチェーン対策事業」と、「本社機能施設」とあるのは「サプライチェーン対策事業施設」と、「本社機能家屋」とあるのは「サプライチェーン対策事業家屋」と読み替えるものとする。